

公益社団法人 愛媛県作業療法士会 会則施行規則

第1章 総 則

〈目的〉

第 1 条 この施行規則は、本会事業の円滑なる運営をはかることを目的とする。

〈会章〉

第 2 条 本会会章を別図第1のとおり定める。

第2章 会 員

〈正会員〉

第 3 条 定款第5条第1項第1号に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式のとおりとする

2. 定款第7条に定める正会員の会費は次の通りとする。

(1)入会金 2000円 (2)年会費 8000円

3. 会費の納入は、原則として当該年度の6月末日までとする。

(1)他県士会からの転入会員は、7月1日以後の場合年会費の半額とする。

(2)会員の会費の変更は、総会の決議によらなければならない。

〈賛助会員〉

第 4 条 定款第5条第項1第2号に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式のとおりとする。

2. 賛助会員の会費および特典は、別に定める賛助会員規定に従うものとする。

〈名誉会員〉

第 5 条 定款第5条第1項第3号に規定する名誉会員は、別に定める名誉会員に関する規程に基づき、理事会が推薦し、総会において承認を受けなければならない。

2. 名誉会員は、経費を支払う義務を負わない。

〈会員名簿〉

第 6 条 会員は、氏名・勤務先・住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なくてはならない。

2. 本会は会員名簿を作成し、会員の移動のある毎にこれを訂正する。

〈退会〉

第 7 条 定款第8条に規定する退会届の書式は、別記第3号様式のとおりとする。

〈休会〉

第 8 条 会員は、特別な事情がある場合、本会からの所定の様式（別記第5号様式）に基づく届出により、理事会の承認を得て、1年間休会することができる。

2. 休会に関する期間や内容に関しては、別に定める正会員の休会に関する規程に従うものとする。

〈再入会〉

第 9 条 再入会しようとする者の書式は、第1号様式の通りとする。

2. 再入会しようとする者は、未納分および当該年会費の納入をもって認めるものとする。

第3章 選挙

〈選挙管理委員会の設置〉

第10条 定款第19条第1項に規定する役員の選任に係る選挙を行うために、選挙管理委員会をおく。

〈選挙管理委員会の構成〉

第11条 選挙管理委員会は、理事以外の5名により構成する。委員長及び委員の選任は、本施行規則第29条に従うものとする。

〈選挙公示と立候補の締切〉

第12条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2. 郵送による立候補の届出は、締切日当日までの消印があるものを有効とする。

〈立候補の届出〉

第13条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の書式は、別記第6号様式に準じて作成するものとする。

2. 推薦による立候補は、5名以上の推薦者を必要とする。その書式は、別記第7号様式に準じて作成するものとする。

〈理事会による候補者の推薦〉

第14条 立候補者が定員に満たないときは、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。この場合の書式は、別記第8号様式に準じて作成するものとする。

2. 立候補者が定員を満たしていても、会の運営に支障をきたすと判断された場合、理事会が定員の範囲内で候補者を推薦することができる。この場合の書式は、別記第8号様式に準じて作成するものとする。

〈届出受理証の発行〉

第15条 選挙管理委員会は第12条及び第13条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は別記第9号様式に準じて作成するものとする。

〈立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充〉

第16条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

〈選挙の方法〉

第17条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

〈投票用紙の様式〉

第18条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

〈投票の順序と投票の様式〉

第19条 役員の選挙と投票の様式は次の通りとする

(1)理事（4名連記投票）

(2)監事（2名連記投票）

〈開票立会人〉

第20条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は選挙管理委員会が指名する。

〈有効投票〉

第21条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

〈無効投票〉

第22条 次の投票は無効とする。

(1)候補者氏名を記載しないもの

- (2) 候補者氏名以外の他事を記載したもの
(ただし、敬称の類はこの限りではない)
- (3) 候補者氏名を判別しえないもの
- (4) 1 投票中に第18条に規定する数を越える候補者氏名を記載したもの

〈当選人の確定〉

第 23 条 得票数の多い者より順次当選を決める。

第 24 条 当選人を決めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで定める。

〈無投票当選〉

第 25 条 立候補者数が定員と一致した場合は無投票当選とする。

〈選挙運動〉

第 26 条 選挙運動は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を記載した選挙広報を 1 回発行しなければならない。
- (2) 候補者及び推薦者代表が、選挙広報に氏名、意見などの掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

第 4 章 組 織

(部門の設置等)

第 27 条 この法人は定款 4 条に掲げる事業を行うため、公益目的事業部門と法人管理運営部門を設置する。

(公益目的事業部門内の組織等)

第 28 条 局及び部は次のとおりとする。

学術局 (学術部・教育部・県学会実行部)、社会局 (医療保険部・介護保険部・保健福祉部)、事業局 (事業部・広報部・調査部)、地域局 (東予地域・中予地域・南予地域)

2. 局長、部長及び副部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
3. 局長は定款第 19 条第 1 項に規定する理事の中から選任される。
4. 局長、部長、部員の任期は定款第 23 条の役員の任期に準ずる。

(法人管理運営部門内の組織等)

第 29 条 局及び部、委員会は次のとおりとする。

事務局 (総務部・管理部・財務部・渉外部・選挙管理委員会・規約委員会・倫理委員会)

2. 事務局長、事務局次長、部長及び副部長、委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長の推薦を得て、部員及び委員は部長及び委員長の推薦を得て会長が任命する。
3. 事務局長、事務局次長は定款第 19 条第 1 項に規定する理事の中から選任される。
4. 事務局長、事務局次長、事務局員、部長、委員長、部員の任期は定款第 23 条の役員の任期に準ずる。

(特設委員会の設置)

第 30 条 本会の会務運営にあたり特設委員会を置くことができる。

2. 特設委員会は、限定された専門的事項の審議または審議と執行を担当するものとし、会長が任務内容と期限を明記して設置するものとする
3. 委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が任命する。
 - (1) 委員長は、会務を掌握し、委員は会務に従事する。

(2)委員長及び委員の任期は、定款23条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りでない。

(業務分掌)

第31条 部門の業務分掌事項はおおむね次のとおりとする。

公益目的事業部門

学術局

学術部

- (1) 作業療法の学問的発展のための企画、運営に関する事
- (2) 会員の学術・技能の向上に関する事
- (3) その他、学術に関する事

教育部

- (1) 会員の生涯教育に関する事
- (2) その他、教育に関する事

県学会実行部

- (1) 県学会の企画・運営に関する事
- (2) 学術資料の作成と収集に関する事

社会局

医療保険部

- (1) 医療保険における作業療法に関する事

介護保険部

- (1) 介護保険における作業療法に関する事

保健福祉部

- (1) 保健・福祉各領域における作業療法に関する事
- (2) 作業療法における福祉用具・住宅改修等に関する事
- (3) その他、保険制度・保健福祉領域に関する事

事業局

事業部

- (1) 公益活動の企画・運営に関する事
- (2) 会員を対象とした事業の企画運営に関する事
- (3) その他の部・委員会が企画する事業への参画に関する事
- (4) その他、事業に関する事

広報部

- (1) 外部に対する作業療法及び士会の宣伝活動に関する事
- (2) 会員の広報活動に関する事
- (3) 入会勧誘に関する事
- (4) その他、広報に関する事

調査部

- (1) 診療報酬等に関する調査と会員への情報提供に関する事
- (2) 作業療法を取り巻く社会情勢と要望に関する情報収集と調査
- (3) 資質向上に関する調査
- (4) その他、会員への情報に関する事

地域局（東予地域・中予地域・南予地域）

- (1) 各地域の活性化に関する事

- (2) 各地域間の連携に関する事
- (3) 各地域と事務局の連携の強化に関する事
- (4) その他、組織に関する事

法人管理運営部門

事務局

総務部

- (1) 定款及び諸規定の運営に関する事
- (2) 会員の地位向上及び待遇の向上に関する事
- (3) 求人・就職状況調査および情報の提供に関する事
- (4) 他団体や官公庁との連絡・調整に関する事
- (5) 議案書、会議資料の作成および会議案内、会議設営、接待に関する事
- (6) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (7) 内外の公文書の発行に関する事
- (8) 機関誌等刊行物の発送に関する事
- (9) 会員の福利厚生に関する事
- (10) その他、法人管理運営に関する事

管理部

- (1) 会員原簿・会員名簿に関する事
- (2) 会員の入退会に関する事
- (3) 議案書、会議資料の保管に関する事
- (4) 会議議事録の作成と管理に関する事
- (5) 内外の公文書の管理に関する事
- (6) 機関誌等刊行物の保管に関する事
- (7) 土会ホームページの運営と管理に関する事

財務部

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入活動に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) 資産の維持、管理に関する事
- (5) その他、財務に関する事

渉外部

- (1) 関係機関との折衝に関する事
- (2) 関係団体、関係者との連絡調整に関する事
- (3) 県民に対する作業療法の啓発活動に関する事
- (4) その他、渉外に関する事

常設委員会

選挙管理委員会

- (1) 役員選任に関する事

規約委員会

- (1) 本会の規約・規程に関する事

倫理委員会

(1) 作業療法士の倫理に関すること

(諸規定)

第 32 条 会務運営及び事業運営に関しては、別に定める規定によるものとする。

5 章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 33 条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 5 月 19 日から施行する。